

令和3年11月16日  
事務連絡

都道府県 公文書管理担当課 御中

内閣府大臣官房公文書管理課

紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の留意点等について

標記については、令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体が保有する電子化した文書の原本性の担保に関する提案\*がなされました。

本提案に関し、スキャナを利用して紙媒体の文書を電子媒体に変換した際の紙媒体の取扱いについて、「第1回公文書管理フォーラム」(令和3年8月26日)において、当課から、別添のとおり説明しておりますので、地方公共団体において紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の参考にしていただくよう、お願いいたします。

加えて、令和3年3月26日に情報提供いたしました「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」(令和3年3月25日付け内閣府大臣官房公文書管理課)において、国における紙媒体の文書を電子媒体に変換した場合の扱い等をお示ししておりますので、併せて参考としてください。

なお、本情報提供については、総務省及び法務省と協議済みであることを申し添えます。

また、これらについては、市区町村の業務にも関係する内容ですので、各都道府県の皆様におかれましては、既に送付させていただいている資料(フォーラム配布資料)と併せて貴都道府県内の市区町村(指定都市を含む)公文書管理担当課への情報共有をお願いいたします。

※提案の内容は、以下のサイト(内閣府地方分権改革)でご覧いただけます(管理番号90)

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r03/tb\\_r3\\_ko\\_ka2\\_02\\_cao.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r03/tb_r3_ko_ka2_02_cao.pdf)

本件問合せ先：

内閣府大臣官房公文書管理課

高實、岩黒

電話：03-6257-1378

(別添)

## 第1回公文書管理フォーラム 議事録(抄)

令和3年8月26日

説明者(内閣府大臣官房公文書管理課長)：

…ここで先ほど質問があった、スキャナを利用した紙媒体文書の電子媒体への変換について出てきます。国の行政機関については、本年3月25日に、内閣府において、スキャナを利用した紙媒体文書の電子媒体への変換についてのルールを整理し、各行政機関に通知するとともに、翌日、3月26日に、関係する文書と合わせて、地方公共団体(都道府県)に情報提供いたしました。そこで、媒体変換した後に、元の紙媒体の文書がオリジナルになるわけですが、その原本となる紙媒体を廃棄してよいのか、特に、訴訟との関係で問題はないのか、問題があるのであれば、結局紙媒体は廃棄できず、業務の効率化に資することはないのではないか、という懸念があるのかと思います。この点について、少し丁寧に説明します。

(※地方自治体の関心の高いテーマであり、議事録作成段階において一部説明を整理・付加しています。)

民事訴訟規則という最高裁判所規則があり、その第143条第1項で、「文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない」とされ、その第2項で「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされています。この規定があるため、原本である紙媒体文書を残しておく必要があるのではないのか、媒体変換しても、紙媒体を残しておくなければいけないのであれば、事務の効率化につながらないのではないのか、という懸念があると思います。

これについては、確かに、究極的には、この規定に関する判断は裁判所が行うこととなります。電子帳簿保存法やe文書法などは、文書を受領したり、文書の保存を義務付けたりしている財務省や各省庁が法制化してスキャナで媒体変換した電子文書の保存で足りるとしています。当然、裁判所としてもそれでよいというルールは、裁判所が決めるものです。媒体変換後に、オリジナルの紙媒体の文書を廃棄した場合に、裁判所が、スキャナで作った電子媒体で絶対に問題なしとするかについては、政府側で、決められるものではないということをご理解ください。

一方で、第143条第1項で「正本又は認証のある謄本」でも提出が可能であることとされており、さらには、法制審議会部会の資料(※法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第4回会議(令和2年10月9日開催)部会資料6「書証、その他の証拠方法等、訴訟の終了、土地管轄、上訴、再審、手形・小切手訴訟、簡易裁判所の手続」3ページ)でも、「文書の場合には、原本の提出が困難であるとき

でも、その文書に表れた人の思想内容を証拠として用いることが一切できなくなるわけではなく、例えば、原本が滅失した場合であっても、写しが存在するときには、写しそのものを原本として提出するという方法も許容されると考えられている」、「現代の複写技術を前提とすれば、作成者が誰であろうと通常は原本の内容を完全に写し取ったものが作成されることになるため問題とならず」等の記載があります。また、民事訴訟規則の上位法である民事訴訟法の第228条第2項では、「文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」とされています。こうしたことも踏まえ、本年3月に、国の行政機関においては、スキャナで媒体変換する場合の手続について定めており、この手続に則って保存した電子媒体については、行政文書の正本として管理できることとしていますので、裁判でも、この手続に則って適正に管理してきた行政文書として、提出して対応することになると考えています。

なお、国においては、公文書管理のルールという観点では、スキャナを利用して適切に媒体変換した上で紙媒体を廃棄してよいとしていますが、訴訟等のために、念のため紙媒体でとっておきたいのであれば、一部を取っておくことが考えられるとしています。もちろん、紙媒体での保存が法令等により義務付けられている場合は紙媒体が必要ですが、例えば、念のため紙媒体で保存しておくにしても、押印している部分だけは紙媒体でも取っておこうとか、紙媒体で提出された部分はPDFで別途電子ファイルももらっておいてそれも保存しておくとか、いろいろとやり方はあるのかと思っています。ただ、ある文書について、そもそも裁判になる可能性があるのかどうか、裁判所にその文書を証拠として提出する可能性やその成立の真正性が争われる可能性がほとんどないようなものもあるでしょう。そうしたことを総合的に勘案して、実際に紙媒体を保管しておくか、どれだけ保管しておくかは、先ほど説明したようなことを踏まえれば大きくないと考えられるリスクと保管のコストのバランスをどのように考えて、ほとんどないリスクだからと容認するのか、ゼロリスクにするために文書を残しておくコストをとるのかという判断の問題であると考えられます。

そうした判断については、行政機関の業務や文書の内容、性質によって様々ですので、国でも、最終的には、各行政機関で判断することになっています。行政機関として判断していかないと、結局いつまでも紙媒体の保管コストはずっと残っていきます。公文書管理課として言えるのは、公文書の管理の観点ではいいですよと国の行政機関に示しており、そうした国の方針を地方自治体に情報提供することと、リスクとコストのバランスを考える上での材料の情報提供が適当と思っています。後は、そういうことを参考にしながら、それぞれの行政機関・自治体として、どこ

でリスクとコストのバランスを取るかを判断するということになると考えています。

注：議事録の全体版は、別途、情報提供させていただいております。